

放課後児童会保護者負担金の減免について

1 保護者負担金（令和5年3月17日条例公布、令和6年4月1日施行）

区分	利用期間	児童1人あたりの手数料の額
基本料	8月以外の月	月額 8,000円
	8月	月額 10,000円
土曜日に利用する場合	通年	上記の月額に1回当たりの利用につき700円を加算して得た額

※基本料は土曜日を除く開設日に利用する場合に対する手数料です。

※おやつ代や保険料など別途実費を徴収します。

2 減免の内容（令和5年10月24日規則公布、令和6年4月1日施行）

(1) 経済的困窮に対するもの

- ・対象者：就学援助認定児童
- ・対象経費：基本料（8月以外の月：8,000円、8月：10,000円）
- ・減免率：1/2

(2) 兄弟姉妹同時在籍に対するもの

- ・対象者：同一世帯の兄弟姉妹が3人以上同時利用した場合、3人目以降の利用児童
※所得制限あり（児童手当受給世帯に限る）
- ・対象経費：基本料（8月以外の月：8,000円、8月：10,000円）
- ・減免率：1/2

【参考】各世帯の利用人数に応じた負担額

1人利用の場合	8,000円
2人利用の場合	16,000円
3人利用の場合	20,000円（減免前：24,000円）